

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」についての意見募集結果

令和6年3月11日

「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、6人、7団体から、延べ27件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>○イ 循環器病領域の現状と課題に、次の内容を盛り込むべき。</p> <p>「特に、被用者保険の被扶養者については、市町村国保において健診等の受け入れが進んでいないことから、身近で受診できない状況が見受けられ、これを打開するため、市町村国保においては、住民という観点から、地元で利便良く受診できるその実施体制づくりを積極的に推し進める必要がある。」</p> <p>(札幌市)</p>	<p>ご提案いただいた内容については、市町村や医療保険者の連携が図られるよう、地域・職域連携推進会議等を活用しながら、住民が受診しやすい体制づくりの検討や先駆事例の情報提供等に努めるとともに、医療費適正化計画とも連携のうえ進めてまいります。</p> <p>B</p>
<p>○喫煙者の寿命は、我が国でも、男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されている。当然に、健康でいられる期間(健康寿命、平均自立期間)も短くなり、喫煙率が高い都道府県ほど、概ね平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高く、喫煙者は非喫煙者と比較して4.2年短くなるというデータが厚労省等から出されていることを踏まえるべき。</p> <p>(大阪府堺市)</p>	<p>「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」等の科学的な根拠を踏まえ、引き続き、健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p> <p>B</p>
<p>○都道府県別の平均寿命と健康寿命の昨年までのデータでは(いずれも喫煙率の低く、長年にわたりタバコ対策に取り組んできている府県の健康寿命が長い結果となっている)、平均寿命、女性1位は岡山88.29歳、男性は滋賀82.73歳。</p> <p>(大阪府堺市)</p>	<p>「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」等の科学的な根拠を踏まえ、引き続き、健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p> <p>B</p>

<p>○タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれ、依存性を強め、離脱を困難にしている。日本での添加物は無規制の現状がある（多くの国で規制が進みつつあるが）。喫煙者はニコチン依存にとどまらず、メンソールなどの添加物により、タバコにより囚われ、縛り付けられている。「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めるべき。</p> <p style="text-align: right;">(大阪府堺市)</p>	<p>「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」等の科学的な根拠を踏まえ、新たな根拠を集積、注視のうえ、引き続き、健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p>	C
<p>○喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いする。「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を貴道からも国へ要請すべき。</p> <p style="text-align: right;">(大阪府堺市)</p>	<p>「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や厚生労働省の「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」等の科学的な根拠を踏まえ、引き続き、健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、国の監督機関の創設については、国の決定事項ではありますが、動向を注視してまいります。</p>	D
<p>○とりわけ喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の 2/3 助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい。治療薬のチャンピックスが来年春以降には入荷の可能性があるので、準備を進めていただき、「禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けては 」どうか。</p> <p style="text-align: right;">(大阪府堺市)</p>	<p>たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実を図る旨の記載をしており、施策の推進の参考にさせていただきます。</p>	D
<p>○内閣府の直近の調査でも、83.3%の人（喫煙者を含む）が受動喫煙の迷惑・有害性に怒っていることから、「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めるべき。</p> <p style="text-align: right;">(大阪府堺市)</p>	<p>健康増進法や受動喫煙防止条例に基づき、健康への影響が明らかなものについて、引き続き健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p>	B
<p>○健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべき。屋外の公共的施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、対策の範囲を広げるべき。</p> <p style="text-align: right;">(大阪府堺市)</p>	<p>健康増進法や受動喫煙防止条例に基づき、健康への影響が明らかなものについて、引き続き健康影響について普及啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、20歳未満の者が利用する都市公園、スポーツ施設等は引き続き、条例により施設の権利権限者に、受動喫煙防止の措置を求めていく考えです。</p>	B

<p>○子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進を図るべき。</p> <p>【兵庫県受動喫煙防止条例】</p> <p>第 19 条 何人も、20 歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。</p> <p>第 10 条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に 20 歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。</p> <p>・入口に表示義務：喫煙区域への 20 歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け</p> <p>第 14 条 20 歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。</p> <p>第 20 条 妊婦は、喫煙をしてはならない。</p> <p>(大阪府堺市)</p>	<p>北海道受動喫煙防止条例では 20 歳未満の者に受動喫煙を生じさせないように、保育所、幼稚園、小・中・高校等の第一種施設の屋外に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければならないとしております。</p>	B
<p>○受動喫煙で病気になり、早死にした人は数知れない。(厚労省のデータで少なくとも年間 15,000 人が受動喫煙で亡くなっている。)</p> <p>「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めるべき。</p> <p>(大阪府堺市)</p>	<p>北海道受動喫煙防止条例の基本理念に基づき、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指してまいります。</p>	B
<p>○2024 年の 5/31 世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップによる「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発を日本医師会や各地の医師会、府県とも連携し、日本禁煙学会でも広く呼びかけているところ。</p> <p>御地でもご協力・連携をお願いします。</p> <p>(大阪府堺市)</p>	<p>各種の団体との連携を強化し、喫煙が及ぼす健康への影響について、効果的な方法により普及啓発を進めていきます。</p>	D
<p>○【今後の取組】「たばこをやめたい人に対する禁煙対策を強化し喫煙率を低下させます」</p> <p>【主な事業の概要】「たばこをやめたい人に対する禁煙支援」</p> <p>この取組は、禁煙希望者の支援であって、広く禁煙を推奨することが前提であるべきではないと考える。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>たばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により因果関係が明らかとされていることから、引き続きその健康影響に関する普及啓発を行うとともに、たばこをやめたい人については、禁煙外来や禁煙プログラム等の紹介などサポート体制の充実に努めてまいります。</p>	B

<p>○計画の評価等の機会において指標や目標値の見直しを行う場合は、科学的根拠に基づく客観的かつ公正な議論がなされるよう要望する。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>当該計画の各節目において指標に係る評価や目標値の設定を行う際には、健康日本21等で示される科学的根拠を参考にしつつ、道民の健康づくりの総合的な推進に関し協議を行うため、学識経験者等で構成した「道民の健康づくり推進協議会」において協議しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>○【目標③】20未満のものの喫煙防止</p> <p>【施策の方向性と主な取組】「20歳未満の者への販売禁止の徹底と店頭での周知など未成年からたばこを遠ざけるための環境整備を行う」</p> <p>たばこ販売業界による「20歳未満喫煙防止該当啓発イベント」への参画、および「20歳未満喫煙防止対策推進協議会」への継続参加等、行政として事業者・団体との取組みも推進するよう期待する。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>引き続き、各種の団体との連携を強化し、喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を進めるとともに、特に、健康への影響が大きい20歳未満の者や妊産婦・女性に対する禁煙対策を推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>○喫煙は20歳以上の成人が個人の判断で選択する法令で認められた行為。喫煙をするか否かは「改正健康増進法」や「北海道受動喫煙防止条例」等の法令を遵守した中で、自己責任で判断するべきものとする。過度な万人向けの禁煙キャンペーンやエゴの押しつけには疑問を感じる。妊産婦や20歳未満の喫煙防止や喫煙マナーを守り、非喫煙者への配慮を啓発する活動に傾注するべきと考える。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>たばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により因果関係が明らかとされており、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針では、喫煙は予防可能な危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要である。とされていることから、引き続きその健康影響に関する普及啓発を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>○第二種施設に対しては、「屋内禁煙」の促進ではなく受動喫煙防止に向けた「分煙」を推奨すべきと考える。目標⑤の「現状と課題」及び「施策の方向性と主な取組」の文章表現は全面禁煙を促進する内容にしか読み取れない。適正な喫煙所設置の促進活動を行い屋外も含め受動喫煙の防止を目指すべきだと考える。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>健康増進法や北海道受動喫煙防止条例の基本計画である受動喫煙防止対策推進プランと整合を図ってまいります。</p> <p>なお、「現状と課題」及び「施策の方向性と主な取組」については、主な取組として、道条例の規定や推進プランの数値目標から抜粋し、記載しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

<p>○たばこをやめたい人への禁煙支援は、禁煙希望者への支援と明確にすべき。検診時等において、意図的に禁煙を推奨すべきではない。「たばこをやめたい人」の表記を「禁煙希望者」と明記すべき。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>健康日本 21 (第三次) 推進のための説明資料に基づき、「たばこをやめたい」と表記しております。</p> <p>たばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により因果関係が明らかとされており、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針では、喫煙は予防可能な危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要である。とされていることから、引き続きその健康影響に関する普及啓発を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>○改正健康増進法では、望まない受動喫煙を防止するため、施設の類型・場所ごとの措置が規定されており、北海道の受動喫煙防止条例では、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務のもと、道民運動として受動喫煙防止対策を推進することとしている。</p> <p>望まない受動喫煙ゼロの実現は、改正健康増進法、道の条例の周知徹底をはじめ、現在規定されている措置の確実な履行により達成されるものであり、現時点でこれを上回る計画や施策を講じる必要はないと考える。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>健康増進法や北海道受動喫煙防止条例の基本計画である受動喫煙防止対策推進プランと整合を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>○計画の評価にあつては、社会環境変化、道民の健康状態の変化のみならず、科学的根拠に基づき、様々な立場人による公正な議論により評価、計画の見直しを行うべき。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>当該計画の各節目において指標に係る評価や目標値の設定を行う際には、健康日本 21 等で示される科学的根拠を参考にしつつ、道民の健康づくりの総合的な推進に関し協議を行うため、学識経験者等で構成した「道民の健康づくり推進協議会」において協議しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>○日常生活で受動喫煙の機会を有する者の割合が現状値：17.0%とあり、目標値が受動喫煙ゼロの実現とあるのは非常に厳しい目標であり実現性に欠けると思われる。</p> <p>現状飲食店とひとくくりには無理があり、例えば料理に重点を置いている業種については全面禁煙としている店舗が多数あり、酒類をメインとしている店舗ではせめて分煙とすることが実現可能なことと思われる。喫煙者の事も考慮する方向で再考することを願う。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>北海道受動喫煙防止条例の基本理念に基づき、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指してまいります。</p> <p>飲食店等で喫煙を認める場合には、「喫煙専用室」などの設置を求めるものであり、その設置の判断は、施設管理権限者の判断により選択可能であることなど事業者への情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

<p>○飲食店やホテルの客室など、行政が介入して強制するのではなく、各事業主が経営判断して、吸う・吸わないの環境を選択できる状態であり、経営の自由度は担保されるべきと思う。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>飲食店等で喫煙を認める場合には、「喫煙専用室」などの設置を求めるものであり、その設置の判断は、施設管理権限者の判断により選択可能であることなど事業者への情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>○依然として相当数の喫煙者は居るわけで、「喫煙率の低下」は目標として取り上げやすいテーマかもしれないが、安易に喫煙者をターゲットにしているような感じがする。</p> <p>国は、現在も「防衛増税」の目玉として検討しているように、いわゆる財政物資としての存在理由があるし、自治体として自由に活用できる「たばこ税」の存在は大きい。従って、国も自治体も、もし本気で「禁煙」を求めるなら「たばこ税」の課税や配分を根本から否定するくらいでなければ、筋が通らないことだと思う。</p> <p>極めて少数と思われる禁煙希望者に対し禁煙を導く対策のために多額の予算を使用し「会議を設け目標設定」してまで取り組む必要性を感じませんし、仮に取り組んだとしても、最後は個人の判断に委ねられるものであり、費用対効果を考えるならば、むしろ多くの道民が意欲的に取り組める健康対策にウエイトを置いて予算の効率的な使用を検討すべきではないかと感じた。</p> <p>(東川町)</p>	<p>たばこ税の用途に関しては、国の税制改正によりその見直しが行われています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>○新しい「すこやか北海道 21」に「COPD の死亡率の減少」が明記されることになったので、これらに加え、新しい事業の展開も必要であると考えている。</p> <p>1つは「かかりつけ医と専門病院間の連携体制の構築」。かかりつけ医と COPD を専門とする病院との間で連携体制を構築することで、COPD 患者の早期発見、そして COPD 患者の重症化の予防につながる事が期待される。</p> <p>もう 1 つは「健診の際に把握できたハイリスク者と治療中断者に対する受診勧奨の強化」。後者の治療中断者に対しては、レセプトデータを活用することで、その発見が可能となる。北海道は「COPD 問診票」を活用されていると聞くので、健診時に「COPD 問診票」を活用することで、ハイリスク者の発見に寄与することとができる。</p> <p>(神奈川県横浜市)</p>	<p>COPD 対策に関連する主な事業として、引き続き、予防の基本となる受動喫煙の防止や禁煙支援に取り組みます。</p> <p>中でも COPD に関する普及啓発は、認知度が上昇傾向にあるものの未だ 33.9%と目標の 80.0%には達しておらず、更なる取組が必要と考えているところです。</p> <p>提案いただいた新たな事業は、医療機関との連携によるもので、当該疾患の発見や重症化予防という点で効果が期待できます。</p> <p>広域な本道においては、専門外来や専門医の地域偏在があるため、全道一円での取組は難しいですが、できるところからの連携を検討していきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>(子どもの意見) ○体の見た目関係なく過ごせる街がいい</p>	<p>健康増進計画は、北海道のどこに住んでも元気に楽しく、いきいきと生活できるように、道民のみなさんを応援するための計画です。いただいたご意見を実現できるよう、これからもたくさんの人と力を合わせて、みなさんの健康を支え、守っていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>(子どもの意見) ○お米が高いのでサポートしてほしい</p>	<p>健康増進計画で金銭的なサポートはできませんが、お米は体を動かすエネルギー源として、大事な栄養をふくんでいるので、成長期のみなさんにはしっかり食べていただきたい食品です。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>(子どもの意見) ○からだをうごかしたくても、公園でボールを使ったりするのを禁止されているので、遊ぶ場所がないなあと思う</p>	<p>北海道では太りぎみの子どもの割合が全国より高いので、みなさんには元気にからだをうごかしてほしいと考えています。ボールを使わない外遊びや、お家の中でもできる運動を思いついたら、ぜひ学校などではやらせて、楽しくからだを動かしてください。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>(子どもの意見) ○楽しく運動ができる施設やイベントがあるともっと運動しようと思うことができると思う。</p>	<p>運動ができる施設がどこにあるのかや、子どもも参加できる運動イベントがいつどこで開催されるかをみなさんにお知らせするために、情報をまとめたり、発信していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>問い合わせ先 保健福祉部健康安全局地域保健課 健康づくり係 電話 011-204-5767</p>
